

●香川県告示第35号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和6年5月14日香川県告示第110号で指定した区域の一部について、当該指定を解除する。

令和8年3月3日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定を解除する区域

観音寺市室本町字山下1130番地1の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

（「次の図」は省略し、その関係図書を香川県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）